

○大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付要綱

令和３年１０月５日

告示第３００号

(趣旨)

第１条 この要綱は、節水機器の導入による節水の促進と市民や市内事業者の節水意識の助成を目的として、節水効果の高いシャワーヘッド等の購入者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することについて、大野市補助金等交付規則（昭和５７年規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第２条 助成金の交付を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する者（以下「市民」という。）又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人（以下「市内事業者」という。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 助成対象経費に係る他の補助金の交付を受けていないもの

(助成対象経費)

第３条 助成金の交付の対象となる経費（この要綱において「助成対象経費」という。）は、助成対象者が現に使用している建築物の設備の節水効果を高めることを目的として設置する次の各号に掲げる機器（以下「対象機器」という。）の購入に要する経費とし、設置に係る工事費又はこれに類する経費を含まないものとする。

(1) 浴室用の節水シャワーヘッド（おおむね３０パーセント以上の節水又は１分間当たりの使用水量が７リットル以下になることが明示されているもの）

(2) 公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得した水栓又は同等以上の節水性能を有するもの

(3) サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングルレバー湯水混合水栓のうち別表に定める区分のいずれかに該当するもの又は同等以上の節湯性能を有するもの

2 前項第2号及び第3号に規定する機器は、大野市指定給水装置工事事業者規程（平成18年告示第182号）第5条の規定により指定を受けた者が設置した場合に限り対象とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象機器それぞれの購入額に2分の1を乗じて得た額（1個当たりの上限を3,000円とする。）を合計した額とする。ただし、当該助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（助成金の申請及び請求）

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、市民にあっては同一の世帯につき1回限りとし、市内事業者にあつては同一の建築物につき1回限りとする。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（実績報告の特例）

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条に規定する申請書の提出をもって実績報告があつたものとみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	構造	節湯効果
手元止水機構	台所水栓及び浴室シャワー水栓において、次の条件に適合する湯水混合水栓	台所水栓：9%削減 浴室シャワー水栓：

	・吐水切替機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機構を有すること。	20%削減
小流量吐水機構	浴室シャワー水栓において、吐水力が次の条件に適合する湯水混合水栓 ・流水中に空気を混入させる構造を持たないもの：0.60（単位N）以上 ・流水中に空気を混入させる構造を持つもの：0.55（単位N）以上	浴室シャワー水栓： 15%削減
水優先吐水機構	台所水栓及び洗面水栓において、次のいずれかの条件に適合する湯水混合水栓（水栓又は取扱説明書等により水栓の正面位置が判断できるものに限る。） ・吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の正面に位置するときに湯が吐出されない構造を有すること。 ・吐水止水操作部と一体の温度調整を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右側面に位置する場合は、温度調節を行う回転軸が水平で、かつレバーハンドルが水平から上方45度に位置するときに湯が吐出されない構造、又は湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられていること。	台所水栓：7%削減 洗面水栓：7%削減
手元止水機構及び小流量吐水機	—	浴室シャワー水栓： 32%削減

構の複合		
手元止水機構及び水優先吐水機構の複合	—	台所水栓：１５％削減

※節湯効果の削減率は、従来の水栓に対しての削減率。（台所・洗面水栓は従来型の吐水量を６ｌ／分、浴室シャワー水栓は従来型を１０ｌ／分として計算）

別記様式（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者（請求者） 住 所
氏 名
電話番号

大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付申請書兼請求書

大野市節水シャワーヘッド等購入助成金の交付を受けたいので、大野市節水シャワーヘッド等購入助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

なお、申請に際し、住民基本台帳及び市税の納入状況等、市が有する情報のうち、審査に必要なものについて、市の職員が閲覧することに同意します。

また、対象機器を設置する建築物は借家でないこと、又は借家である場合はその所有者又は管理者の承諾を得ていることを誓約します。

記

- 1 申請額（請求額） _____ 円
- 2 対象機器 ☐ 節水シャワーヘッド _____ 個 ☐ 節水・節湯水栓 _____ 個
(購入したものに ☒ をし、個数を記載する。)
- 3 対象機器の交換を行った建築物の所在地
大野市 _____ ☐ 申請者の住所に同じ
- 4 添付書類
- ・助成対象機器の購入に係る領収書
 - ・購入した機器が助成対象機器であることが分かる資料
 - ・助成対象機器の設置状況が分かる写真

5 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通預金・当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(通帳の写しを添付してください。)

別記様式（第 5 条関係）